

週二回(水・金)定期発行  
必要に応じて号外発行

# 公報

(号 外)

第百二十号

一九六九年

十二月二十七日

目次	ページ
戸籍法施行規則の一部を改正する規則(規則第二百十三号)	1
告示	
○青少年保護育成法に基づく指 定について(告示第五百九十一号)	2
○市町村合併計画(告示第五百九十二号)	2
○収入印紙の形式について(告示第五百九十三号)	4
農林局事項	
○農林局復旧対策協議会設置要 綱(農林局訓令第十二号)	5
建設局事項	
○建設業者の登録について(告 示第七十九号)	5
○建設局復旧対策協議会設置要 綱(建設局訓令第六号)	6
厚生局事項	
○医療担当者の登録について (社会保険庁告示第三十号)	6
○給料の特別調整額に関する規	6
則の一部を改正する規則(人 事委員会規則第三十一号)	7
○特殊勤務手当に関する規則の 一部を改正する規則(人事委 員会規則第三十二号)	7
高等裁判所事項	
○地方裁判所及び家庭裁判所支 部設置規則の一部を改正する 規則(琉球高等裁判所規則第十 一号)	7
民政府事項	
○刑法並びに訴訟手続法典(民 政府布令第四百四十四号 改正 第二十四号)	8
公告	
○保健婦国家試験の施行につ いて	8
○助産婦国家試験の施行につ いて	10
○看護婦国家試験の施行につ いて	13
○道路の位置の指定について	15
○押収物運付公告	16
○高等裁判所裁判官の任命につ いて	18
正 則	
○特殊通信日附印の使用につ いて中訂正	19
○貿易公表(第一類)中訂正	19
○液化石油ガス作業主任者・販 売主任者合格発表中訂	19

## 規 則

規則第三百十三号

戸籍法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六九年十二月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

戸籍法施行規則の一部を改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則第二十五号)の一部を次のように改正す  
る。

第五十三条第三号、第五十四条第五号、第五条第一項第七号及び第五十六条  
第七号中「二月」を「四月」に、「十二月」を「翌年三月」に改める。

附録第十一号様式中

改める。

(国勢調査の年...年...に子が生まれたときだけかいて ください)	
父の職業	母の職業
を	
(国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日 までに子が生まれたときだけかいてください)	
父の職業	母の職業
に	

改める。

(国勢調査の年…年…に死亡したときだけ  
かいてください)

職業	産業
----	----

附録第十四号様式中

改める。

(国勢調査の年…年…に届出するときだ  
けかいてください)

夫の職業	妻の職業
------	------

附録第十二号様式及び同第十三号様式中

を

を

(国勢調査の年…年…の4月1日から翌  
年3月31日までに死亡したときだけかいて  
ください)

職業	産業
----	----

(国勢調査の年…年…の4月1日から翌  
年3月31日までに届出をするときだけかいて  
てください)

夫の職業	妻の職業
------	------

に

に

附 則

- この規則は、一九七〇年一月一日から施行する。
- この規則施行の際現に存する従前の様式による届書の用紙は、この規則施行後においても当分の間使用することができる。

告 示

告示第五百九十一号

青少年保護育成法(一九六五年立法第二十一号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり有害興行として指定したので告示する。

一九六九年十二月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

一 指定した興行の種類及び題名

映画

いそぎんちやく

二 指定年月日

一九六九年十二月二十六日

三 指定した理由

映画の内容が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

告示第五百九十二号

市町村自治法第五条の二による市町村合併計画を次のように定める。

一九六九年十二月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

番号	市町村	人口	面積	合併後		面積	番号	市町村	人口	面積	合併後		面積
				人口	面積						人口	面積	
1	国大栗 頭味村	9,192 5,552 2,721	196.03 63.91 97.35	17,465	357.29		9	那須郡 那須町	297,177 30,821 11,082 9,913	35.63 18.30 18.20 11.17	308,993	83.30	
2	名羽久屋 護地志部 我地	19,601 8,365 5,935 4,345 3,349	46.54 62.94 92.48 20.37 5.86	41,595	228.19		10	与那原 西佐知	8,740 9,320 8,000 5,765	4.89 18.52 10.90 10.41	31,825	44.72	
3	本今上 郷仁部	15,068 12,531 4,589	44.81 41.50 11.16	32,188	97.47		11	玉大東 城里平 具志頭	9,532 6,771 9,499 6,713	16.97 12.12 15.02 12.57	32,515	56.88	
4	石恩金 川納武座	15,958 7,783 9,191 3,944	19.14 52.06 39.57 29.88	36,876	140.65		12	糸瀬 町	(1961.10.1.糸瀬、兼城、高嶺、三和の四町村合併)	34,065	45.45		
5	嘉手納 谷村	14,392 20,537	15.94 37.09	34,929	53.03		13	具志川 里村	5,922 8,124	25.82 42.83	14,046	88.65	
6	コ北美 ヤ谷里	55,923 9,957 21,785	24.29 13.16 23.85	87,665	62.30		14	平城下 良地野 伊良部	32,591 14,559 5,206 4,603 10,283	72.30 60.92 25.65 23.03 38.53	67,222	220.43	
7	具与那 志那連 川城村	35,453 15,014 12,228	32.82 24.84 13.63	62,695	71.29		15	石垣 垣富 市	41,315 7,026	235.52 372.42	49,341	607.94	
8	宜野湾 中城 北中城	34,573 10,091 8,668	18.48 16.00 11.92	53,332	46.40				(1964.6.1大浜町を石垣市へ編入合併)				

合併対象外町村：伊江村、伊平屋村、伊是名村、栗園村、渡名喜村、渡嘉敷村、笠園味村、北大栗村、多良間村、与那国町、南大栗村  
(1町村)



告示第五百九十三号

印紙をもつてする歳入金納付に関する立法(一九五二年立法第八号)第二条第二項の収入印紙の形式を左記のとおり金額区分を追加し、一九七〇年一月一日から施行する

なお、一九五八年九月十六日告示第二六四号による収入印紙は有効とする。

一九六九年十二月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗



- 1 意匠 原画のとおり
- 2 刷色 黄 赤色
- 3 印面寸法  
縦 二七 耗
- 横 二二、五耗
- 4 版式 オフセット



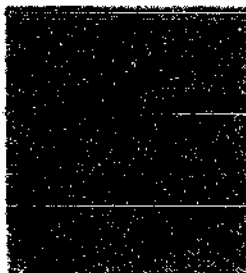
- 1 意匠 原画のとおり
- 2 刷色 黄 赤 青 黒色
- 3 印面寸法  
縦 二七 耗
- 横 二二、五耗
- 4 版式 オフセット



- 1 意匠 原画のとおり
- 2 刷色 黄 赤 黒 青色
- 3 印面寸法  
縦 二七 耗
- 横 二二、五耗
- 4 版式 オフセット



- 1 意匠 原画のとおり
- 2 刷色 黒色
- 3 印面寸法  
縦 三一耗
- 横 二七耗
- 4 版式 オフセット



- 1 意匠 原画のとおり
- 2 刷色 青 赤 黒 黄色
- 3 印面寸法  
縦 三一耗
- 横 二七耗
- 4 版式 オフセット



- 1 意匠 原画のとおり
- 2 刷色 赤 青 黄色
- 3 印面寸法  
縦 三一耗
- 横 二七耗
- 4 版式 オフセット



- 1 意匠 原画のとおり
- 2 刷色 青 赤 黄 黒色
- 3 印面寸法  
縦 二七 耗
- 横 二二、五耗
- 4 版式 オフセット

農林園博覧

農林局訓令第12号

農林局復旧対策協議会設置要綱を次のように定める。

1969年12月27日

農林局長 翁 長 林 正

農林局復旧対策協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 沖縄の本土復帰に備え復旧時において混乱を生じないよう、予めその対策を講ずるため、随時に農林局復旧対策協議会(以下「協議会」という。)をおく。

(構成)

第2条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 本局の各部長
- (2) 本局の各課長
- (3) 各試験場の本場長
- (4) 動物防疫所及び植物防疫所の所長

(協議会の議長)

第3条 協議会に会議を主宰する議長をおく。議長は、農政部長をあてるとし、議長に事故があるときは、農林部長、水産部長の順に議長を代行するものとする。

(業務)

第4条 協議会の業務は、農林局の所掌する事務のうち、復旧に関する次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 局長会議において決定された復旧に関すること。
  - (2) 本土政府からの資料の要求及び調査事項に関すること。
  - (3) 復旧について参事官の要求する資料の収集整理及び連絡調整に関すること。
  - (4) その他復旧対策に関すること。
- 2 議長は、協議会で協議された事項について、局長に報告し、副署するものとする。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて議長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に次に掲げる専門部会をおき、専門部会長(以下「部会長」という。)は、カッコ内の者をもってあてる。

- (1) 農政部会(農政課長)
- (2) 農地部会(農地課長)
- (3) 農産部会(農産課長)
- (4) 畜産部会(畜産課長)
- (5) 林業部会(林務課長)
- (6) 水産部会(漁政課長)
- (7) 農林漁業金融部会(農業協同組合課長)

2 部会長は専門部会の会議を主宰し、その決定事項について専門部会を代表して協議会に報告するものとする。

3 専門部会員は課長、係長及びそれに相当する職にある者から、その都度部会長が指名するものとする。

4 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(連絡担当)

第7条 各局協議会との連絡は、総務課長があたるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

2 専門部会の庶務は主管課において処理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

農林園博覧

建設省告示第11号

建設省法(1955年立法第23号)第12条第1項の規定に基づき建設業者登録事項の一部を次のとおり変更した。

1969年12月27日

行政主席 屋 良 朝 苗



登録番号 1034号  
 登録年月日 1969年10月17日  
 商号及び名称 有限会社 東洋通産工業  
 営業所所在地 那覇市高橋町1丁目65番地  
 新代表者氏名 佐久川 長 喜  
 旧代表者氏名 莫染城 正 英  
 登録番号 1482号  
 登録年月日 1969年11月5日  
 商号及び名称 琉球フリーレンジ工業合資会社  
 新営業所所在地 那覇市寄宮205番地  
 旧営業所所在地 那覇市重民町2番地  
 代表者氏名 川上 喜 幸

建設局長令第8号

建設局復旧対策協議会設置要綱を次のように定める。

1969年12月27日

建設局長 宮 里 栄 一

建設局復旧対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 1972年返還決定に伴い復旧体制の円全を期するため、建設局に臨時に復旧対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構成)

第2条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- 1 各部の長及びこれに相当する職にある者
- 2 各課の長及びこれに相当する職にある者(建設事務所を除く。)

(議長)

第3条 協議会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は必要に応じて、議長が招集するものとする。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる職員以外

の職員を参考人として会議に出席させて意見を求めることができる。

(所掌事務)

第5条 協議会は次の事項を処理する。

- 1 建設局の復旧体制の整備に関する事。
- 2 局長会議において決定された復旧に関する事。
- 3 本土政府からの照会に対する調査資料の作成。
- 4 参事官室(復旧対策室)の要請に基づき資料の収集、整理及び連絡調整。
- 5 その他復旧対策に関する事。

(連絡担当官)

第6条 会議の円滑な運営と連絡の徹底を期するため、連絡担当官に総務課長をあてる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務課においてこれを処理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

取 扱 事 項

社労局長上知長三十三号

医療関係法(一九六五年法律百八号)第二十三条第三項の規定に基づき

医療担当者名簿を左記のとおり登録した。

一九六九年十二月二十七日

社会保険局長 宮 里 栄 一

氏 名	種 別	年 月 日	従 事 する 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
(医師の部)	医 師	一九六九年 十二月一日	大浜病院	那覇市寄宮二八八
本館 第一	医 師	一九六九年 十二月十三日	幸地眼科	那覇市真和志二丁目六七
幸 野 吉 十	医 師	一九六九年 十二月十三日	幸地眼科	那覇市真和志二丁目六七

(薬剤師の部)		業199一九六九年十一月二八日		ひが薬局		那覇市重民町二	
比嘉喜美子		業200一九六九年十二月十六日		小渡薬局		那覇市唐屋町二四四	
小渡 宏二							

人事委員会事項

人事委員会規則第三十一号

人事委員会は、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六九年十二月二十七日

人事委員会委員長 棚原 勇 吉

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(一九六七年人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。  
別表総務局の項中

東京事務所		東京事務所	
支所長	課長 二種	支所長	課長 二種
次長 一種	所長 一種	次長 一種	所長 一種

改める。

附則

この規則は、一九七〇年一月一日から施行する。

人事委員会規則第三十二号

人事委員会は、特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六九年十二月二十七日

人事委員会委員長 棚原 勇 吉

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(一九六四年人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「ただし書」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、一九六九年十一月一日から適用する。

高等裁判所事項

琉球高等裁判所規則第十一号

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六九年十二月二十七日

琉球高等裁判所

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の一部を改正する規則

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則(一九六八年琉球高等裁判所規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項及び第二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、名護支部においては、裁判官の合議体で取り扱う事件に関する事務は、これを取り扱わないものとする。

附則

この規則は、一九七〇年一月一日から施行する。

琉球高等裁判所首席判事 平田 清 祐

民 政 府 事 項

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE  
RYUKYU ISLANDS  
Office of the High Commissioner  
APO San Francisco 96248

18 December 1969

CA ORDINANCE  
NO. 144 (16 Mar 55)  
CHANGE NO. 24

CODE OF PENAL LAW AND PROCEDURE

1. Civil Administration Ordinance No. 144, dated 16 March 1955, entitled "Code of Penal Law and Procedure," as amended, is hereby further amended by rescinding Section 2. 2. 20.
2. The effective date of this Change shall be the 1st day of January 1970.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

ROBERT A. FEAREY  
Civil Administrator

DISTRIBUTION:

1

札 加

第18回保健増進国家試験の施行

保健増進増進増進増進法 (昭和23年法律第203号) 第18条の規定により、第38回保健増進国家試験を次のとおり施行する。

昭和44年12月22日

厚生大臣 齊 藤 景

1 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

琉 球 列 島 米 国 民 政 府

高等弁務官室

APO サンフランシスコ 96248

民政府布令第144号、  
(1955年3月16日)  
改正第24号

刑法並びに訴訟手続法典

1969年12月18日

- 1 改正された1955年3月16日づけ民政府布令第144号「刑法並びに訴訟手続法典」の2、2、20条をここに廃止する。
- 2 この改正は、1970年1月1日から施行する。

高等弁務官に代り

民政官

ロバート・A・フライアー

2 試験期日

昭和45年3月7日 (土曜日)

3 試験科目

試験科目は次のとおりとする。

- 公衆衛生及び予防医学
- 厚生行政
- 社会統計
- 母性及び小児衛生
- 学校衛生
- 産業衛生
- 伝染性疾患予防
- 慢性疾患予防



公衆衛生看護の原理及び実務

母性保健指導

乳幼児保健指導

学校保健指導

産業保健指導

伝染性疾患予防指導

慢性疾患保健指導

栄 誉

4 受験資格

看護婦国家試験に合格した者、保健婦助産師看護婦法第21条各号の1に該当する者又は同法第53条第1項に規定する者であつて、さらに次の各号の1に該当するものとする。

(1) 文部大臣の指定した学校において、6月以上保健婦になるのに必要な学科を修めた者

(2) 厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者

(3) 外国の保健婦学校を卒業し、又は外国において保健婦免許を有する者で、厚生大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

5 受験の手続

保健婦助産師看護婦法施行規則第24条又は附則第7項に規定する次の書類を提出すること。

(1) 4 受験資格の(1)又は(2)に該当する者

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 次に掲げる書類のうちいずれか

ケ) 看護婦国家試験の合格證書の写又は、合格証明書

ク) 看護婦学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書

コ) 厚生大臣の看護婦国家試験受験資格認定書の写

エ 保健婦学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書

オ 写真(出願前6カ月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものでその裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(2) 4 受験資格の(3)に該当する者

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 厚生大臣の保健婦国家試験受験資格認定書の写

エ 写真(出願前6カ月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(3) 受験願書等書類の作成にあつては次の点に留意すること。

ア 受験願書に記載する氏名は戸籍に記載されている文字を使用するとともに、住所及び氏名にはよりがなをつけること。

イ 写真は、厚生省又は別記保健婦助産師看護婦国家試験臨時事務所において交付する受験写真用台紙にはりつけたうえ、所定の事項を記載して提出すること。

ウ 看護婦国家試験の合格證書の写、看護婦国家試験受験資格認定書の写及び保健婦国家試験受験資格認定書の写については、保健婦助産師看護婦国家試験臨時事務所に各證書の原本を提示し、原本照合を受けなければならぬこと。

エ 受験願書等受験に関する書類を提出する際は、戸籍抄本を提示すること。

なお、外国人の場合は、外国人登録簿を提出すること。

(4) 保健婦学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書を受験に関する書類の提出期間内に添付することができない者は、当該証明書を代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。この場合昭和45年3月31日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

6 受験に関する書類の提出期間及び提出場所

(1) 受験に関する書類は、昭和45年1月14日(水曜日)から1月28日(水曜日)までの間に到着するよう受験希望地の保健婦助産師看護婦国家試験臨時事務所へ提出すること。

(2) 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は上記期間中毎日(祝日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時(土曜日は正午)までとする。

(3) 受験に関する書類を送送する場合には、戸籍抄本(又は外国人登録簿証明書)を同封のうえ、上記期間中に到着するよう書留郵便をもって送付す

ること。

- (4) 受験に関する書類は、受付後は返戻しない。
- (5) 受験に関する書類の受付後は、受験地の変更は認めない。

7 受験手数料の納入方法

- (1) 受験手数料 (500円) の額に相当する収入印紙を受験願書にはること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
- (2) 那覇市において受験する者にあつては、受験手数料は、アメリカ合衆国通員をもつて納付することができ、その額は1ドル38セントとする。
- (3) 受験手数料は、受験に関する書類の受付後は返戻しないこと。

8 受験票の受領

受験者は、昭和45年3月4日 (水曜日) から3月6日 (金曜日) までの間に受験に関する書類を提出した保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所に出席して (出席する時間は、午前9時から午後5時までの間とする。) 受験票を受けるとともに、試験に関する必要な指示を受けなければならない。

9 合格者の発表

試験の合格者は、昭和45年4月28日 (火曜日) に厚生省及び受験地の保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所にその氏名を掲示して発表するとともに官報に掲載する。

なお、試験の合格者には、合格証書を交付する。

おつて、前記5の(4)に該当する者であつて、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出して受験したものであつては、昭和45年3月31日までに修業証明書又は卒業証明書の提出がないときは、試験の結果のいかにかわからず当該試験は無効とする。

(別記)

保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所

試験地 所在地

札幌市 北海道札幌市南1条西18丁目

厚生省北海道地方医務局内

郵便番号 080

電話番号 札幌 (51) 4451

仙台市 宮城県仙台市字宮城野2丁目8番8号

厚生省東北地方医務局内

郵便番号 983

電話番号 仙台 (55) 4167

東京都 東京都目黒区中目黒2丁目4番23号

厚生省関東信越地方医務局内

郵便番号 153

電話番号 東京 (711) 8111

名古屋市 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番1号

厚生省東海北陸地方医務局内

郵便番号 460

電話番号 名古屋 (201) 8501

大阪府 大阪府大阪市東区法丹坂町

厚生省近畿地方医務局内

郵便番号 540

電話番号 大阪 (942) 2241

広島市 広島県広島市宇品御幸2丁目12番4号

厚生省中国地方医務局内

郵便番号 734

電話番号 広島 (51) 8171

高松市 香川県高松市福岡町4の28の15

厚生省四国地方医務局内

郵便番号 760

電話番号 高松 (51) 9565

福岡市 福岡県福岡市薬院大通り2の81

厚生省九州地方医務局内

郵便番号 810

電話番号 福岡 (53) 1831

那覇市 沖縄県那覇市与儀585

日本政府沖縄事務所内

電話番号 那覇 (4) 2821

第35回助産婦国家試験の施行

保健婦助産婦看護婦法 (昭和23年法律第203号) 第18条の規定により、第35回助産婦国家試験を次のとおり施行する。

昭和44年12月22日

厚生大臣 齊 藤 卓

<p>1 試験地 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、高松市、福岡市及び那覇市</p> <p>2 試験期日 昭和45年3月6日(金曜日)</p> <p>3 試験科目 試験科目は、次のとおりとする。 産科学 新生児学 助産の原理と実際 助産法 母性保健指導 乳児保健指導 母子衛生行政 栄養</p> <p>4 受験資格 看護婦国家試験に合格した者又は保健婦助産婦看護婦法第21条各号の1に該当する者であつて、さらに次の各号の1に該当するものとする。 (1) 文部大臣が指定した学校において6月以上助産に関する学科を修めた者 (2) 厚生大臣の指定した助産婦養成所を卒業した者 (3) 外国の助産婦学校を卒業し、又は外国において助産婦免許を得た者で、厚生大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの</p> <p>5 受験の手續 保健婦助産婦看護婦法施行規則第25条又は附則第8項に規定する次の書類を提出すること。 (1) 4受験資格の(1)又は(2)に該当する者 ア 受験願書 イ 履歴書 ウ 次に掲げる書類のうちいずれか ケ 看護婦国家試験の合格証書の写又は合格証明書 ク 看護婦学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書 コ 厚生大臣の看護婦国家試験受験資格認定書の写</p>	<p>エ 助産婦学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書 オ 写真(出願前6か月以内に撮影して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)</p> <p>(2) 4受験資格の(3)に該当する者 ア 受験願書 イ 履歴書 ウ 厚生大臣の助産婦国家試験受験資格認定書の写 エ 写真(出願前6か月以内に撮影して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)</p> <p>(3) 受験願書等書類の作成にあつては次の点に留意すること。 ア 受験願書に記載する氏名は戸籍に記載されている文字を使用するとともに、住所及び氏名にはよりがなをつけること。 イ 写真は、厚生省又は別記保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所において交付する受験写真用台紙にはりつけたうえ、所定の事項を記載して提出すること。 ウ 看護婦国家試験の合格証書の写、看護婦国家試験受験資格認定書の写及び助産婦国家試験受験資格認定書の写については、保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所に各証書の原本を提示し、原本照合を受けなければならぬ。</p> <p>エ 受験願書等受験に関する書類を提出する際は、戸籍抄本を提示すること。なお、外国人の場合は、外国人登録簿を提出すること。 (4) 助産婦学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書を受験に関する書類の提出期間内に添付することができない者は、当該証明書を代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。この場合昭和45年3月31日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。</p> <p>6 受験に関する書類の提出期間及び提出場所 (1) 受験に関する書類は、昭和45年1月14日(水曜日)から1月22日(水曜日)までの間に到着するよう受験希望地の保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所へ提出すること。 (2) 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は上記の期間中毎日(祝日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時(土曜日は正午)まで</p>
--	---

とする。

(3) 受験に関する書類を郵送する場合には、戸籍抄本 (又は外国人登録済証明書) を同封のうえ、上記期間中に到着するよう書留郵便をもって送付すること。

(4) 受験に関する書類は、受付後は返戻しない。

(5) 受験に関する書類の受付後は、受験地の変更は認めない。

7 受験手数料の納入方法

(1) 受験手数料 (500円) の額に相当する収入印紙を受験票書にはること。この場合、収入印紙は消印しなすこと。

(2) 那覇市において受験する者にあつては、受験手数料は、アメリカ合衆国通貨をもって納付することができ、その額は1ドル38セントとする。

(3) 受験手数料は、受験に関する書類の受付後は返戻しないこと。

8 受験票の受領

受験者は、昭和45年3月3日 (火曜日) から3月5日 (木曜日) までの間に受験に関する書類を提出した保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所に出頭して (出頭する時間は、午前9時から午後5時までの間とする。) 受験票を受けるとともに、試験に関する必要な指示を受けなければならない。

9 合格者の発表

試験の合格者は、昭和45年4月28日 (火曜日) に厚生省及び受験地の保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所にて氏名を掲示して発表するとともに官報に掲載する。

なお、試験の合格者には、合格証書を交付する。

おつて、前記5の(A)に該当する者であつて、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものであつては、昭和45年3月31日までに修業証明書又は卒業証明書の提出がないときは、試験の結果のいかんにかかわらず当該試験は無効とする。

(別記)

保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所

所在地

試験地  
札幌市 北海道札幌市南1条西18丁目  
厚生省北海道地方医師局内  
郵便番号 060

電話番号 札幌 (51) 4451

仙台市 宮城県仙台市宮城野2丁目8番8号

郵便番号 983

電話番号 仙台 (56) 4167

東京都 東京都目黒区中目黒2丁目4番23号

郵便番号 153

電話番号 東京 (711) 8111

名古屋市 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番1号

郵便番号 460

電話番号 名古屋 (201) 8501

大阪府 大阪府大阪市東区法円坂町

郵便番号 540

電話番号 大阪 (942) 2241

広島市 広島県広島市宇品御幸2丁目12番4号

郵便番号 734

電話番号 広島 (51) 8171

高松市 香川県高松市福岡町4の28の15

郵便番号 760

電話番号 高松 (51) 9565

福岡市 福岡県福岡市薬院大通り2の81

郵便番号 810

電話番号 福岡 (53) 1831

那覇市 沖縄那覇市与儀585

電話番号 那覇 (4) 2821

第39回看護師国家試験の施行

保健婦助産婦看護婦法(昭和29年法律第203号)第18条の規定により、第39回看護師国家試験を次のとおり行施する。

昭和44年12月22日

厚生大臣 齊藤 豊 昇

1 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

2 試験期日

昭和45年3月8日(日曜日)

3 試験科目

試験科目は次のとおりとする。ただし、男子である看護人であつて保健婦助産婦看護婦法第50条の規定により看護婦に関する法の規定が準用される者にあつては、「産婦人科学及び看護法」を除くものとする。

解剖生理

細菌学

衛生

個人衛生

公衆衛生概論

栄養(食餌療法を含む。)

薬理

看護学

看護原理及び実際

公衆衛生看護概論

内科学及び看護法

外科学及び看護法

伝染病学及び看護法

小児科学及び看護法

産婦人科学及び看護法

精神病学及び看護法

眼科学、齒科学及び耳鼻咽喉科学

皮膚泌尿器科学

理学療法

4 受験資格

(1) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学料を修めた者

(2) 厚生大臣の指定した看護師養成所を卒業した者

(3) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護婦又は高等学校を卒業している准看護婦で前2号に規定する学校又は養成所において2年以上修業したもの

(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生大臣が第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

(5) 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和26年法律第147号)附則第8項の規定に該当する者

5 受験の手続

保健婦助産婦看護婦法施行規則第26条に規定する次の書類を提出すること。

(1) 4受験資格の(1)、(2)又は(3)に該当する者

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 修業証明書又は卒業証明書

エ 写真(出願前6カ月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(2) 4受験資格の(4)に該当する者

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 厚生大臣の看護師国家試験受験資格認定書の写

エ 写真(出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのものでその裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(3) 受験願書等書類の作成にあつては次の点に留意すること。

ア 受験願書に記載する氏名は戸籍に記載されている文字を使用すると

もに、住所及び氏名にはよりがなをつけること。

イ 写真は、厚生省又は別記保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所に於いて交付する受験写真用台紙にはりつけたうえ、所定の事項を記載して提出すること。

ウ 看護婦国家試験受験資格認定書の写については、保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所に各証書の原本を提示し、原本照合を受けなければならないこと。

エ 受験願書等受験に関する書類を提出する際は、戸籍抄本を提示すること。

なお、外国人の場合は、外国人登録済証明書を提出すること。

(4) 看護婦学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書を受験に関する書類の提出期間内に添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。この場合昭和45年3月31日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

6 受験に関する書類の提出期間及び提出場所

(1) 受験に関する書類は、昭和45年1月14日 (水曜日) から1月28日 (水曜日) までの間に到着するよう受験希望地の保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所へ提出すること。

(2) 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は上記期間中毎日 (祝日及び日曜日を除く。) 午前9時から午後5時 (土曜日は正午) までとする。

(3) 受験に関する書類を郵送する場合には、戸籍抄本 (又は外国人登録済証明書) を同封のうえ、上記期間中に到着するよう書留郵便をもって送付すること。

(4) 受験に関する書類は、受付後は返戻しない。

(5) 受験に関する書類の受付後は、受験地の変更は認めない。

7 受験手数料の納入方法

(1) 受験手数料 (500円) の額に相当する収入印紙を受験願書にはること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

(2) 那覇市において受験する者にあつては、受験手数料は、アメリカ合衆国通貨をもつて納付することができるが、その額は1ドル88セントとする。

(3) 受験手数料は、受験に関する書類の受付後は返戻しないこと。

8 受験票の受領

受験者は、昭和45年3月5日 (木曜日) から3月7日 (土曜日) までの間に受験に関する書類を提出した保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所に出頭して (出頭する時間は、午前9時から午後5時 (土曜日は正午) までの間とする。) 受験票を受けるとともに、試験に関する必要な指示を受けなければならない。

9 合格者の発表

試験の合格者は、昭和45年4月28日 (火曜日) に厚生省及び受験地の保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所にその氏名を掲示して発表するとともに官報に掲載する。

なお、試験の合格者には、合格証書を交付する。

おつて、前記5の(4)に該当する者であつて、修業見込証明書又は卒業見込証明書を出頭して受験したものにあつては、昭和45年3月31日までに修業証明書又は卒業証明書の提出がないときは、試験の結果のいかんにかかわらず当該試験は無効とする。

(別記)

保健婦助産婦看護婦国家試験臨時事務所

所在地

試験地

札幌市 北海道札幌市南1条西18丁目

札幌市

厚生省北海道地方医療局内

仙台市

郵便番号 060

仙台市

電話番号 札幌 (61) 4451

仙台市

宮城県仙台市宮城野2丁目8番8号

東京市

郵便番号 983

東京市

電話番号 仙台 (56) 4167

東京市

東京都目黒区中目黒2丁目4番23号

東京市

厚生省関東信越地方医療局内

東京市

郵便番号 153

名古屋市

電話番号 東京 (711) 8111

名古屋市

愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番1号

名古屋市

厚生省東海北陸地方医療局内

郵便番号 460 電話番号 名古屋(201) 8501	大阪府 大阪府大阪市東区法丹坊町 厚生省近畿地方医務局内 郵便番号 540 電話番号 大阪(942) 2241
広島市 広島県広島市宇品御幸2丁目12番4号 厚生省中国地方医務局内 郵便番号 734 電話番号 広島(51) 8171	
松本市 香川県高松市福屋町4の28の15 厚生省四国地方医務局内 郵便番号 760 電話番号 高松(51) 9565	
福岡市 福岡県福岡市菜園大通り2の81 厚生省九州地方医務局内 郵便番号 810 電話番号 福岡(53) 1831	
那覇市 沖縄県那覇市与座585 日本政府沖縄事務所内 電話番号 那覇(4) 2821	

建築基準法第三十八条第一項第五号の規定により道路の位置の指定をしたから次のとおり公告する。

一九六九年十二月二十七日

行政主席 屋良朝苗

一 申請人住所 浦添村字牧港四四五の二番地  
氏名 親富祖 清吉

二 道路位置の指定

指定道路 巾員 延長 四〇〇M四四〇〇M	関係番地 浦添村字牧港番地原一二七五、一二七九 〃 〃 一二八一、一二七八番地
指定道路 巾員 延長 四〇〇M三三〇〇M	関係番地 浦添村字大平 平田原五一番地

建築基準法第三十八条第一項第五号の規定により道路の位置の指定をしたから次のとおり公告する。

一九六九年十二月二十七日

行政主席 屋良朝苗

一 申請人住所 浦添村字内間四七番地  
氏名 儀保宜徳

二 道路位置の指定

建築基準法第三十八條一項第五号の規定により一九六八年十月三十日指令四十三号で指定した道路の位置を次のとおり変更する。

一九六九年十二月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

一 申請人住所 宜野湾市字真志喜六四三番地

氏名 佐 辺 良 喜

二 道路位置の変更

変更道路	関 係 地 番
巾 員 延 長	
五、〇〇M四七、〇〇M 宜野湾市真志喜七〇三、七〇二番地	
" " " " 七〇五、七〇一 "	
" " " " 七〇〇、六九六 "	
" " " " 六九七、六九八 "	

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六七年領第一八二号 (城間豊太郎に対する横領被疑事件)

一通帳 一冊 受還付人 大城 ナヘ

二御通帳 一冊 " 我那覇富子

三通帳 一冊 " 城間豊太郎

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六八年領第二七九号 (泉川寛次に対する詐欺、窃盗被疑事件)

一手帳 一冊 受還付人 泉川 寛次

二借用金確証 一枚 " "

- 三 金銭出納帳 一冊 " "
- 四 金銭出納帳 一冊 " "
- 五 金銭出納帳 一冊 " "
- 六 領収証綴 一冊 " "

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六八年領第二七九号 (泉川寛次に対する詐欺、窃盗被疑事件)

一 領収証綴 一冊 受還付人 泉川 寛次

二 領収証綴 一冊 " "

三 貸借契約書一部 " " "

四 領収証 一枚 " " "

五 借用証 一枚 " " "

六 預り証 一枚 " " "

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六八年領第二七九号 (泉川寛次に対する詐欺、窃盗被疑事件)

一 借用証 一枚 受還付人 比嘉 康助

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六九年領第一〇六 (秋堂盛松に対する賭博場開帳罪被疑事件)

一 スタンプ台 二個 受還付人 秋堂 盛松

二 赤インク 一個 " "



- 三 青インク 一個
- 四 大学ノート 一冊
- 五 大学ノート 一冊
- 六 カッター 一個

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六九年領第一〇六号(萩堂盛松に対する賭博場開帳罪被疑事件)

- 一 メモ 四枚 受還付人 萩堂 盛松
- 二 電気テープ 一個
- 三 領収書 十一枚
- 四 換価代金 拾八弗六拾仙

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六九年領第一四七号(日高清孝に対する強盗被疑事件)

- 一 包丁 一丁 受還付人 宮城たつ子

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六九年領第一五一号(平安山常吉に対する詐欺被疑事件)

- 一 船員手帳 一冊 受還付人 平安山常吉
- 二 検診証明書 一冊

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六六年領第一七〇号(大田明弘に対する物品税法違反被疑事件)

- 一 普通預金通帳 一冊 受還付人 大田 明弘
- 二 登記簿権利証書 一通
- 三 抵当権売却放棄証書 一枚
- 四 金銭出納帳 一冊
- 五 領収証 三通

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六八年領第一七九号(比嘉定勇に対する強盗被疑事件)

- 一 現金 一弗八〇仙 受還付人 阿波根直治

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六九年領第四六号(又吉康夫に対する赃物故買被疑事件)

- 一 補助ライト 三個 受還付人 兼哉 康栄
- 二 シートカバト 八枚
- 三 アームシート 一枚

押収物還付公告

一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九六六年領第三二四号(宮平長吉に対する脅迫被疑事件)

- 一 テレビ 一台 受還付人 不明

押収物還付公告  
一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六七年領第一五四号 (石川吉雄に対する二、二、五、四号被疑事件)

- 一 雑誌 一冊 受還付人 石川 吉雄
- 二 マーガレット 一冊 " "
- 三 少女フレンド 一冊 " "
- 四 マーガレット 一冊 " "
- 五 平凡 一冊 " "
- 六 米袋 一枚 " "

押収物還付公告  
一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六七年領第一五四号 (石川吉雄に対する二、二、五、四号被疑事件)

- 一 切出ナイフ 一丁 受還付人 石川 吉雄
- 二 玩具拳銃 一丁 " "
- 三 風呂敷 一枚 " "
- 四 タオル 一枚 " "
- 五 シャツ 一枚 " "

押収物還付公告  
一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六五年領第九一号 (宮里ヨシ外に対する偽証被疑事件)

- 一 借用証 一枚 受還付人 宮里 ヨシ
- 二 借用金確證 一枚 " "

- 三 借用金確證 一枚 宮里 ヨシ
- 四 借用金確證 一枚 " "
- 五 借用金確證 一枚 " "
- 六 契約書 一枚 " "

押収物還付公告  
一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六五年領第九一号 (宮里ヨシ外二名に対する偽証被疑事件)

- 一 契約書 一綴 受還付人 宮里 ヨシ
- 二 売渡証書 一綴 " "
- 三 借用証書 一綴 " "
- 四 売渡証書 一綴 伊佐 ウシ
- 五 売渡証書 一通 " "
- 六 証明書 一枚 " "

押収物還付公告  
一九六九年十二月二〇日

那覇地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

〇一九六五年領第九一号 (宮里ヨシ外二名に対する偽証被疑事件)

- 一 通集金帳 一冊 受還付人 伊佐 ウシ
- 二 借用金確證 一枚 " "

高等裁判所裁判官任命諮問委員会法第十条の規定に基づき、高等裁判所の裁判官として適当と認める者の氏名を次のとおり答申したので同条第二項の規定により公表する。

一九六九年十二月二十七日

高等裁判所裁判官任命諮問委員会

委員長 真喜屋 実 男

屋宜正一

正 誤

一九六九年十一月二八日公報定期第九十六号登載の「特殊通信日附印の使用について」中次のとおり誤り

ページ	誤	正	備考
2 下	19	外国郵便規則第三十五号)	外国郵便規則(一九五五年規則第三十五号)

一九六九年十二月二十三日公報定期第二百号登載の「貿易公表 (第一類) (告示第五百八十号)」中次のとおり誤り

ページ	誤	正	備考
2 上	20	輸入しようとする者は、	輸入しようとする者及び

1969年12月5日付公報第97号登載の「液化石油、ガス作業担当者・販売担当者合格者発表」中訂正

ページ	誤	正	備考
22	4	源河 朝法	具志川市安藤名206
5	5	源河 朝法	鹿谷村宇伊良名222

公 告

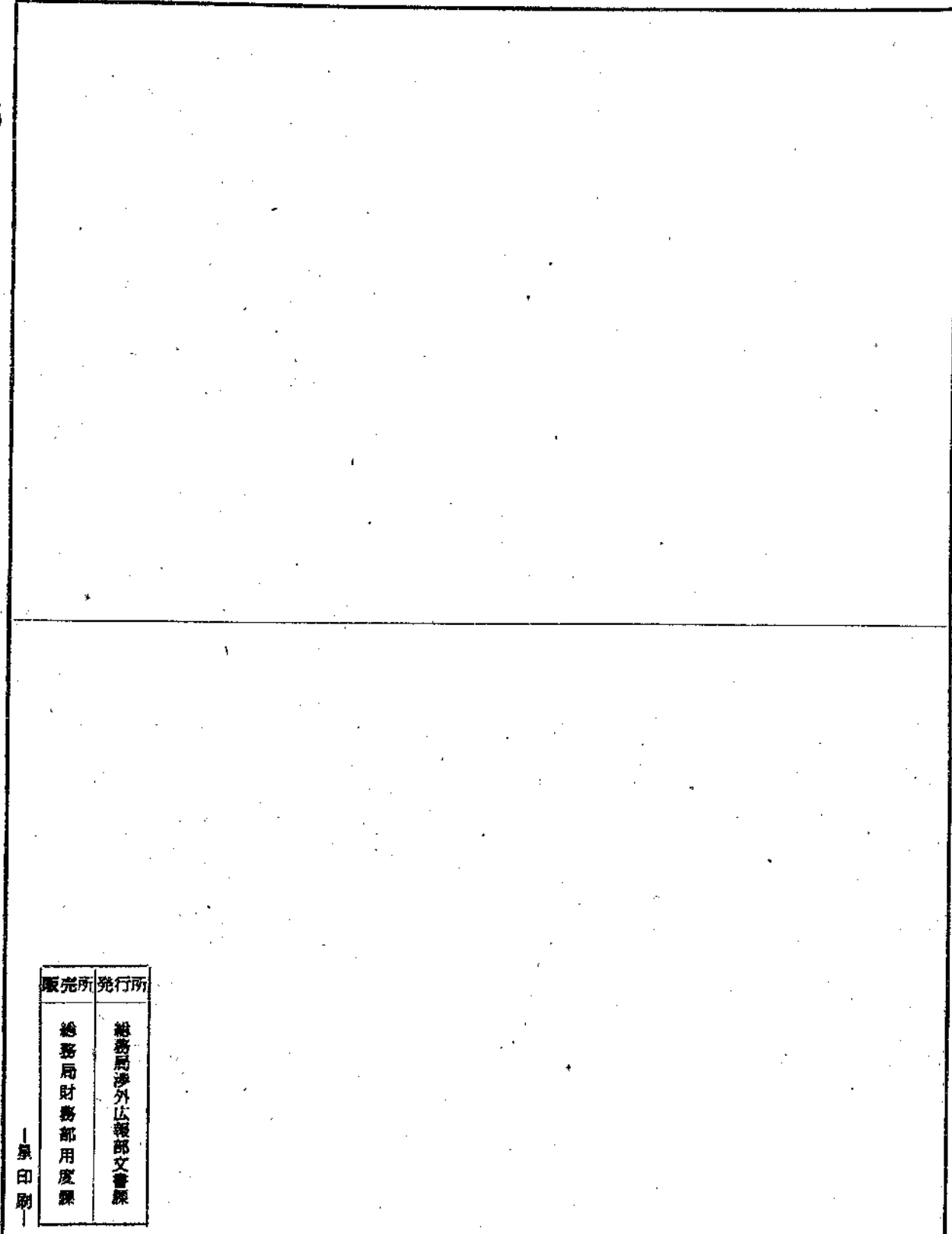
高等裁判所裁判官任命諮問委員会第二条の諮問があつたので、同法第九条の規定に基づき各委員から提出のあつた高等裁判所の裁判官として適当と認めらる者の氏名を次のとおり公表する。

一九六九年十二月二十七日

高等裁判所裁判官任命諮問委員会

委員長 真喜屋 実 男

屋 宜 正 一



販売所	発行所
總務局財務部用度課	總務局渉外広報部文書課

— 景印刷 —